

# 大野市ドローン操縦者育成支援事業補助金交付要綱

(令和6年4月1日告示第112号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、ドローンの導入により農作業の省力化及びスマート農業を促進することを目的に、農業用ドローンの運用に必要な講習受講費用等に対して大野市ドローン操縦者育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大野市補助金等交付規則（昭和57年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるものは、市内に住所又は事務所を有する個人、法人又は団体であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内の圃場で出荷を目的とした農作物を栽培するもの
- (2) 農作物の防除等の農業用ドローンを使用した作業を受託するもの

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一般社団法人農林水産航空協会が主管する産業用マルチローターオペレーター技能認定の取得又はこれに準ずる農業用ドローンの運用に必要な資格の取得又は講習の受講に必要な経費とし、補助対象経費の下限を100,000円とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の4分の1以内とし、講習受講者1人当たりの上限額を50,000円とする。ただし、予算の範囲内において交付するものとし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、大野市ドローン操縦者育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 申請者が事業の対象にできる講習受講者は3人までとし、1年度につき1回限り申請できるものとする。

(実績報告)

第6条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに大野市ドローン操縦者育成支

援事業実績報告書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

大野市長 様

申請者 住所  
氏名

大野市ドローン操縦者育成支援事業補助金交付申請書

みだしの補助金を交付されたく、大野市ドローン操縦者育成支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 申請内容

ドローン機種名	購入（予定）年月日
	年 月 日
講習名又は資格名	受講先の名称

No.	受講者氏名	受講期間	受講費用
1		年 月 日～ 月 日	円
2		年 月 日～ 月 日	円
3		年 月 日～ 月 日	円
計			円

3 添付書類

- (1) 受講の内容及び費用がわかる書類
- (2) 収支予算書
- (3) 農業生産組織又は生産者グループの場合、規約及び構成員名簿
- (4) その他関係書類

年 月 日

大野市長 様

住 所

氏 名

大野市ドローン操縦者育成支援事業実績報告書

年 月 日付け大野市指令 第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、大野市ドローン操縦者育成支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 受講実績

講習名又は資格名	受講先の名称

No.	受講者氏名	受講期間	受講費用
1		年 月 日～ 月 日	円
2		年 月 日～ 月 日	円
3		年 月 日～ 月 日	円
計			円

2 添付書類

- (1) 講習の受講又は資格の取得を証明する書類
- (2) 受講費用の支払を証明する書類
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類